○国土交通省告示第九百四十六号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月十二日

国土交通大臣　前田　武志

三ワ中「元吉田町八百五十七番二号」を「西原一丁目一番二十号」に改める。

○国土交通省告示第九百四十七号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。以下「法」という。）第三十条第二項の規定による処分をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年九月十二日

国土交通大臣　前田　武志

一　処分をした年月日

平成二十三年八月三十一日

二　被処分者の名称

たてもの株式会社

三　被処分者の住所

東京都港区虎ノ門一丁目二十二番十二号

四　処分の内容

平成二十三年九月一日から同月三十日までの間、次に掲げる保険等の業務の停止を命ずる。

イ　法第十九条第一号の住宅瑕疵担保責任保険契約及び同条第二号の保険契約の申込の受理

ロ　保険料の請求及び収納

ハ　現場検査を実施していない保険申込住宅に係る現場検査料の請求及び収納

ニ　現場検査料を収納していない保険申込住宅に係る現場検査

五　処分の原因となった事実

住宅瑕疵担保責任保険法人であるたてもの株式会社は、法第二十八条第一項の規定に基づき財産の状況に関して報告を求めたところ、債務超過状態であるとの事実が認められた。このような状況は、法第三十条第二項第一号に規定する「保険等の業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき」に該当すると認められる。

○海上保安庁告示第百九十九号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十三年九月十二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構

神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三四度一一分東経一三六度二五分、北緯三三度四五分東経一三五度一三分、北緯三二度二二分東経一三四度二二分、北緯三二度東経一三五度五五分、北緯三二度東経一三六度一六分、北緯三二度五七分東経一三七度一四分、北緯三三度三四分東経一三七度五分の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

ロ　期間　平成二十三年九月十三日から平成二十三年十月十日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第三十六号（平成二十三年九月九日発行）、四管区水路通報第三十五号（平成二十三年八月三十一日発行）、五管区水路通報第三十四号（平成二十三年九月二日発行）

○環境省告示第六十号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十四条の二第二項第二十四号及び第六十五条の四第一項第二十四号の規定に基づき、次に掲げる自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）に基づく都道府県立自然公園の特別地域を、同法に基づく国立公園又は国定公園の特別地域と同等の規制を受けるものとして認定したので、告示する。

平成二十三年九月十二日

環境大臣　細野　豪志

栃木県、山梨県、愛知県、岡山県及び島根県の各県立自然公園の特別地域

○環境省告示第六十一号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十四条の二第二項第二十四号及び第六十五条の四第一項第二十四号の規定に基づき、次に掲げる自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）に基づく県自然環境保全地域の特別地区を、同法に基づく自然環境保全地域の特別地区と同等の規制を受けるものとして認定したので、告示する。

平成二十三年九月十二日

環境大臣　細野　豪志

愛知県及び島根県の各県自然環境保全地域の特別地区

○中国地方整備局告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年九月十二日

中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　阿知須都市計画公園事業九・六・一山口きらら博記念公園

三　事業施行期間　自平成二十三年九月十二日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山口県山口市阿知須字遠石地内

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第百五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十二日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
出雲市神西沖町字蛇島二三四九番二から同市神西沖町字蛇島二三三四番六まで	前	一二・五七～一四・三四メートル	
	後	一三・五五～一四・五七メートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十二日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
霧島市隼人町住吉字龍波見一九一五番から姶良市加治木町木田字岩下二五四一番一まで	前	ＢＡ　八・六五～一〇・二五メートル　四〇・六〇～二五〇・〇〇キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　八・六五～一〇・二五メートル　四〇・六〇～二五〇・〇〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局、同局鹿児島国道事務所及び西日本高速道路株式会社九州支社鹿児島高速道路事務所

○九州地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十二日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号